

## 奈良県告示第五百六十一号

次に掲げる印は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

一 平成元年三月奈良県告示第八百二十五号で告示した奈良県新公会堂印及び奈良県新公会堂館長印

二 平成二十二年三月奈良県告示第四百二十号で告示した新奈良病院建設室長印

三 平成二十三年三月奈良県告示第四百八十一号で告示した地域農政課長印

四 平成二十三年十二月奈良県告示第三百八十六号で告示した復旧・復興推進室長印

五 平成二十四年三月奈良県告示第五百六十四号で告示した深層崩壊対策室長印

六 平成二十四年十二月奈良県告示第二百四十六号で告示した全国豊かな海づくり大会推進室長印

七 平成二十五年三月奈良県告示第三百八十六号で告示した砂防課長印

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾